

Weekly Report

第565号
令和2年8月17日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

新型コロナ支援制度の申請期限を再確認

◎特別定額給付金……家計支援のため、給付対象者（本年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方）1人につき10万円を給付するものです（8月12日時点で約5736万件・12兆4400億円を給付）。申請は、各市町村が決定した郵送申請方式の受付開始から3ヵ月以内となっており、多くの自治体で8月中に期限を迎えます。

◎税・社会保険料の猶予特例……売上が減少し、納付が困難である事業者に対し、無担保・延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例です（国税については6月末までに約9万6千件・2618億円を猶予）。申請は原則、納期限までとなります（厚生年金保険料は指定期限まで）。

◎雇用調整助成金……新型コロナの影響により休業等を行い雇用を維持した場合に、休業手当等を助成するものです（8月14日時点で約69万9千件・8615億円を支給）。申請は、支給対象期間の最終日の翌日から2ヵ月以内ですが、判定基礎期間の初日が5月末までの場合は8月末までとなります。

◎持続化給付金……売上が一定以上減少した事業者に対し、法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に給付するものです（8月14日時点で約295万件・3兆8千億円を支給）。申請は令和3年1月15日までとなります。

◎家賃支援給付金……売上が一定以上減少した事業者の地代・家賃の負担を軽減するため、法人は600万円、個人は300万円を上限に給付するものです。申請は、令和3年1月15日までとなります。なお、連続する3ヵ月の売上が前年同期比30%以上減少している場合の申請が今月14日に開始されました。

令和2年分からの年末調整手続の電子化

令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、電子データにより提出できるようになるなど手続の電子化に向けた施策が実施されます。

これは、従業員が保険会社等から電子データで取得した控除証明書等により年末調整申告書データを作成した上で、勤務先が従業員から提供を受けたデータを使用して年税額等の計算を行うことができるようになります。

なお、従業員から電子データにより提供を受けるためには、あらかじめ所轄税務署長に承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

新型コロナ特別貸付等の利子補給制度の申請

日本公庫等による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や「新型コロナウイルス対策マル経融資」など借入を行った事業者のうち、一定の要件を満たす場合は貸付を受けた日から最長3年間にあたる利子相当額を一括で助成する特別利子補給制度の対象となり、実質的な無利子化を受けることができます。

この特別利子補給制度の申請書は、今月下旬以降、順次、貸付を行った金融機関等から交付・郵送が行われます。